

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004 沿革 (略) <u>平成27年11月16日 一部改正</u></p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 てん補の範囲</p> <p>第2条 (略) (てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。 一～八 (略) 九 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。） 十 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金に係る債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p> <p>第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、保険価額（前払金の額をいう。以下同じ。）のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。 (損失額算出上控除する金額)</p> <p>第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。 一 他の輸入貨物の代金と相殺又は充当した金額 二～三 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 てん補の範囲</p> <p>第2条 (略) (てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。 一～八 (略) 九 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が<u>外国</u>の公的機関により明らかにされた場合に限る。） 十 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p> <p>第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。 (損失額算出上控除する金額)</p> <p>第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。 一 他の輸入貨物の代金と相殺・充当した金額 二～三 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(免責)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</u></p> <p><u>五 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、前払輸入保険の引受方針について(平成13年4月1日 01-制度-00077)に定める基準を満たさない前払輸入契約について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成13年4月1日 01-制度-00060)に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失(ただし、日本貿易保険が前払輸入保険手続細則(平成13年4月1日 01-制度-00031。以下「手続細則」という。)で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以降に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。)</u></p> <p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 (略)</p> <p>四 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>五 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p><u>六 前払輸入契約が無効であったとき</u></p> <p><u>七 被保険者等が、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に</u></p>	<p>(免責)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。<u>。</u></p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき。<u>。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき。<u>。</u></p> <p>五 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。<u>。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p><u>2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</u></p> <p>(保険期間)</p> <p>第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に前払が行われた日、前払輸入契約が締結された日又は保険契約の締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。</p> <p>2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、<u>前項に規定する保険責任の開始日の6月ごとの応当日のうち、前払金の返還の期限の日の直後の応当日とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第4章～第9章 (略)</p> <p>附 則 この約款は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成15年4月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成18年4月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成19年1月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成21年10月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成26年10月1日から<u>実施</u>する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>	<p>(保険期間)</p> <p>第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に前払が行われた日、前払輸入<u>保険</u>契約が締結された日又は保険契約の締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。</p> <p>2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、<u>保険料計算期間の末日とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第4章～第9章 (略)</p> <p>附 則 この約款は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成15年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成18年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成19年1月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成21年10月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附 則 この改正は、平成26年10月1日から<u>施行</u>する。</p>	